

新市建設の基本方針

将来都市像を達成するために、各分野ごとに5つの基本方針を設定します。

1 環境にやさしい 安全・安心なまちづくり

計画的で適正な土地利用に基づき、バランスの取れた住環境の整備に努めます。

また、地球環境の保護と快適な生活をめざし、再資源化の促進と再利用、環境美化施策の展開と施設の整備を行います。

そして、住民の防犯意識の向上を図るとともに、地域の防犯推進体制を確立し、「安全・安心」という視点に立ったまちづくりを実現します。

- 1 計画的で適正な土地利用
- 2 市街地の整備
- 3 水と緑の保全と活用
- 4 環境にやさしい生活スタイルの推進
- 5 防犯・防災体制の強化
- 6 新しい都市核づくり

2 夢のある心豊かなまちづくり

すべての住民が生涯にわたって生きがいを見つけ、創造性を見いだせるよう、生涯学習や学校教育、青少年教育の充実とスポーツ・レクリエーションの振興を図ります。

特に、将来を担う子どもたちや青少年に夢を与える教育環境を整え、地域とのネットワークづくりを進めて心豊かなまちづくりを実現します。

- 1 人権の尊重
- 2 生涯学習の推進
- 3 学校教育の充実
- 4 新しい住民文化の創造と振興
- 5 文化財の保存と活用
- 6 社会教育の充実
- 7 夢のある青少年教育の推進
- 8 スポーツ・レクリエーションの充実
- 9 平和・国際交流の推進

3 個性輝く活力あるまちづくり

新しいまちに若い世代が集まることによって、まちは活性化され、まちに子どもたちの声があふれます。そして、若い世代を中心に広がったコミュニティは、商店街や地元産業を活性化に導く原点です。農業や商業、工業それぞれの特性を活かした様々な施策を展開し、活力あるまちづくりを実現します。

- 1 道路・交通環境の整備
- 2 上下水道の整備
- 3 河川・水路の整備
- 4 農業の振興
- 5 商工業の振興
- 6 観光の振興
- 7 消費生活の充実
- 8 勤労者福祉の充実

4 生涯安心して暮らせる 福祉のまちづくり

少子高齢化問題に歯止めをかけるため、様々な施策の展開と施設整備を行い、赤ちゃんからお年寄りまで、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを実現します。そして、魅力あるまちとして情報を発信し、若い世代の人口流入を促します。

- 1 健康づくりの促進
- 2 地域医療体制の整備
- 3 地域福祉推進体制の整備
- 4 少子化対策・子育て支援
- 5 児童福祉の充実
- 6 高齢者福祉の充実
- 7 障害者福祉の充実
- 8 低所得者福祉の充実

5 スリムで効率的な 協働のまちづくり

地方分権時代にふさわしい、自立力のあるまちとなるために、税財源の確保など自主財源の拡充を図り、計画的で健全な財政運営を推進します。

また、透明性の高い行政運営を推進するとともに、住民と行政のパートナーシップによるまちづくりをめざします。

- 1 住民と行政のパートナーシップの確立
- 2 コミュニティ活動の促進
- 3 男女共同参画の推進
- 4 住民満足度の高い行政サービスの推進
- 5 自立した足腰の強い自治体

新市建設計画

計画の策定方針

計画の趣旨

上福岡市と大井町の合併後の新市を建設していくための基本方針を定めるとともに、これに基づく建設計画を策定して実現に努めることにより、両市町の速やかな一体性の確立及び地域の均衡ある発展、住民福祉の向上を図ります。

計画期間

平成17年度から平成26年度までの10か年度とします。

基本理念

1 環境と調和した まちづくり

地球環境への負荷の低減に努めながら、都市機能の高度化・情報化並びに商店街の育成・活性化を図り、活力あるまちづくりを進めます。

2 住民の創造性を 育むまちづくり

豊かな文化都市を形成するために、住民の創造性を発揮するための環境や施設を整備し、住民の創意と主体的な活動によって支えられ、住民一人ひとりが生きいきと暮らせるまちづくりを進めます。

3 パートナーシップ によるまちづくり

多様化する住民ニーズに対し、行政が的確にサービスを提供していくよう、住民と行政の間の信頼感に支えられたパートナーシップによるまちづくりを進めます。

将来都市像

基本理念を達成するために、目指すべき都市イメージである「将来都市像」を次のとおり設定します。

「健康 安心 生きがい都市」

自らの健康管理意識を高めながら、誰もが健康で明るい暮らしができる環境を確保し、福祉サービスなどを通じて互いに支えあい、生きがいをもって生活できる都市を目指します。